

浜 環 政 第 32 号  
令和元年 5 月 16 日

浜松市  
浜松市長 鈴木 康友 様

浜松市長 鈴木 康友



浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る  
浜松市環境影響評価条例に基づく手続の再実施について（通知）

令和元年 5 月 15 日付で届出のあった件について、浜松市環境影響評価条例第 48 条第 2 項の規定に基づき、当該変更後の対象事業についてこれまで行った環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行い、又は環境の保全の見地から必要な措置を講じる必要があるかどうかを判断しましたので、下記のとおり通知します。

記

事業内容の変更に伴い、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められないため、浜松市環境影響評価条例第 4 章及び第 5 章に規定する手続を再度実施する必要はない。ただし、以下の事項に留意すること。

- ・ 本事業についてこれまでに延べられた市長意見の内容を勘案し、環境の保全について適正な配慮をすること。
- ・ 今後の事後調査の項目の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討においては、変更した事業内容を反映すること。
- ・ 事業内容の変更により追加の調査等が必要であると認められる場合には速やかに対応し、今後、浜松市環境影響評価条例に基づく手続において提出する図書にその内容を記載すること。